

「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」及び「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針の運用」の一部改正について

「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」（＝以下、「方針」）及び「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針の運用」（＝以下、「運用」）の一部を次のように改正する。

1 改正の趣旨

県が行う公共建築物の整備において、概ね50%以上県産木材を使用するという県産木材の使用目標が達成できない場合でも、できる限り県産木材を使用することを明確にするため、「方針」及び「運用」を改正する。

また、「運用」の「建築物の木造化が困難と認められる場合」について、具体的な事例の記載が無かったため、国の基本方針に即した具体例を追加する。

2 主な改正内容

(1) 「方針」

別表4の「県産木材を使用しない場合」及び「県産木材を使用できない場合」という表記を、「県産木材の使用が困難な場合」に改正

(2) 「運用」

ア 県産木材の使用が困難な場合においても、可能な限り県産木材の使用に努めることを明記

イ 別表第1に「建築物の木造化が困難と認められる場合」の具体例を追加

3 適用期日

決裁日より適用